

議案第42号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その1）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習センター）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第42号参考：議会提出予定資料

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏康

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 公の施設の位置及び名称 | 和泉市いぶき野五丁目4番7号
和泉市生涯学習センター |
| 2 指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名 | 和泉市いぶき野五丁目4番7号
和泉市公共施設管理公社・JTBコミュニケーションデザイン・KUL指定管理業務共同事業体
一般財団法人和泉市公共施設管理公社
理事長 小泉 充寛 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

議案第 号参考資料

指定する団体の概要（令和7年10月1日現在）

- 1 団体の種類 共同事業体
- 2 設立年月日 令和7年8月4日
- 3 団体の目的 和泉市生涯学習センター指定管理者としての業務遂行を目的とする。
- 4 共同事業体を構成する団体の概要

名称	設立年月日	団体の目的	役員数
一般財団法人和泉市公共施設管理公社	昭和59年10月1日	和泉市と密接な連携を保ち、和泉市が設置する施設（和泉市以外のものが設置する施設であって、和泉市が管理及び運営すべき施設を含む。以下この欄において「施設」という。）の管理及び運営について協力し、施設の設置目的を効果的に達成すること及び和泉市民の福祉増進に寄与することを目的とする。	12人
株式会社JTBコミュニケーションデザイン	昭和63年4月8日	各種イベント、国際又は国内会議、研修会又は講演会、展示会又は見本市催事等の企画、立案、斡旋及び実施、各種広告及び宣伝に関する事業、各種施設の運営及び管理、カルチャーセンターの運営等の教育に関する事業、株式会社を含む各種法人又は団体の経営及び事業運営に関する業務等	7人

名称	設立年月日	団体の目的	役員数
株式会社KUL	昭和57年9月20日	文化教育施設その他地域住民の利便性の向上又は 地域の活性化等に資する施設の建設、経営及び管理 に係る業務、これらの施設で行う学習教室及び文化 教室等の運営、広告及び宣伝に関する業務等	14人

議案第43号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その2）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習サポート館）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第43号参考：議会提出予定資料

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏康

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 公の施設の位置及び名称 | 和泉市三林町1273番地の1
和泉市生涯学習サポート館 |
| 2 指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名 | 吹田市南金田二丁目12番1号
株式会社ビケンテクノ
代表取締役社長 梶山 龍誠 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

議案第 号参考資料

指定する団体の概要（令和7年10月1日現在）

- | | |
|---------|--|
| 1 団体の種類 | 株式会社 |
| 2 設立年月日 | 昭和38年5月14日 |
| 3 団体の目的 | 次の事業等を営むことを目的とする。
(1) 土地、建物及び建物設備全般の総合管理並びに建物内外の清掃管理及び総合警備業務
(2) 電気、空調、給排水、下水処理、水処理、消防、ゴミ焼却等の設備及び建物附属設備の設計、施工並びに保守管理業務
(3) 各種講演及びゼミナールの企画及び実施業務
(4) 地方自治法により設置された公の施設の管理運営
(5) 文化施設、スポーツ施設、駐車場、駐輪場及び公園の管理運営
(6) 労働者派遣事業
(7) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
(8) 前各号に附帯する一切の業務 |
| 4 役員数 | 18人 |

議案第44号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その3）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立槇尾山レクリエーションセンター・槇尾山森林浴コース）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聽かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第44号参考：議会提出予定資料

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

公の施設の位置及び名称	指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名	指定の期間
和泉市槇尾山町1番地の21 和泉市立青少年の家	大阪市西区土佐堀一丁目5番6号 公益財団法人大阪YMC A 代表理事 小川 健一郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
和泉市槇尾山町1番地の13ほか 和泉市立槇尾山森林浴コース		

議案第 号参考資料

指定する団体の概要（令和7年10月1日現在）

- | | |
|---------|--|
| 1 団体の種類 | 公益財団法人 |
| 2 設立年月日 | 明治43年12月27日 |
| 3 団体の目的 | 青少年をはじめとするすべての人々の心身の発達と人格の向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 4 役員数 | 8人 |

議案第45号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その4）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立図書館）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第45号参考：議会提出予定資料

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏康

公の施設の位置及び名称	指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名	指定の期間
和泉市府中町一丁目20番1号 和泉市立和泉図書館		
和泉市いぶき野五丁目4番7号 和泉市立シティプラザ図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
和泉市太町552番地 和泉市立北部リージョンセンター図書室		
和泉市仏並町398番地の1 和泉市立南部リージョンセンター図書室		

議案第 号参考資料

指定する団体の概要（令和7年10月1日現在）

- | | |
|---------|---|
| 1 団体の種類 | 株式会社 |
| 2 設立年月日 | 昭和54年12月20日 |
| 3 団体の目的 | <p>次の事業等を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 書籍の情報収集及び情報検索並びに受発注用機械可読データの作成及び販売(2) 書籍の分類及び整理並びに加工(3) 一般労働者派遣事業(4) 図書館管理運営業務の受託及び代行業(5) 図書館の設計、運営管理並びにシステムに関する企画及び技術の提供(6) 図書館に併設する保育室、キッズスペース等の企画並びに図書館利用者向けの各種イベントの企画及び運営補助(7) 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理(8) インターネットを利用した情報提供及び物品販売(9) 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、輸出、輸入及び販売(10) 前各号に付帯関連する一切の事業 |
| 4 役員数 | 15人 |

議案第46号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その5）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 補正予算について

1. (仮称) 富秋学園整備事業（継続費）
2. 学校施設大規模改修事業（繰越明許費・債務負担行為）
3. いぶき野小学校給食室改修事業（債務負担行為）
4. 和泉市生涯学習センター管理運営事業（債務負担行為）
5. 和泉市生涯学習サポート館管理運営事業（債務負担行為）
6. 和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）
7. 和泉市立図書館管理運営事業（債務負担行為）
8. 体育施設管理運営事業（惣ヶ池こどもグラウンド）

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第47号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その6）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪府人事委員会の勧告等に基づき改正される府費負担教育職員の給与と均衡を図るため、市費負担教育職員の給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（期末手当の特例）</p> <p>第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（勤勉手当の特例）</p> <p>第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>、12月に支給す</p>	<p>（期末手当の特例）</p> <p>第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（勤勉手当の特例）</p> <p>第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額とする。</p>

新	旧
<u>る場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額とする。</u>	

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市費負担教育職員給料表

号給	給料月額
1	214, 600
2	216, 100
3	217, 600
4	219, 100
5	221, 000
6	222, 900
7	224, 800
8	226, 700
9	228, 600
10	230, 700
11	232, 700
12	234, 600

13	236, 400
14	238, 900
15	241, 300
16	243, 800
17	246, 300
18	248, 900
19	251, 300
20	253, 700
21	256, 100
22	257, 700
23	259, 200
24	260, 700
25	262, 100
26	262, 400
27	262, 700
28	263, 100
29	263, 500
30	264, 200
31	264, 900
32	265, 600
33	266, 300

34	267, 200
35	268, 000
36	268, 800
37	269, 300
38	270, 800
39	272, 200
40	273, 600
41	275, 000
42	275, 700
43	276, 400
44	277, 000
45	277, 600
46	278, 500
47	279, 400
48	280, 200
49	280, 600
50	281, 400
51	282, 200
52	283, 000
53	283, 600
54	284, 400

55	285, 100
56	285, 700
57	286, 300
58	287, 000
59	287, 600
60	288, 100
61	288, 800
62	289, 500
63	290, 200
64	290, 800
65	291, 500
66	292, 400
67	293, 300
68	294, 100
69	295, 000
70	295, 900
71	296, 700
72	297, 500
73	298, 200
74	298, 900
75	299, 600

76	300, 300
77	300, 900
78	301, 600
79	302, 400
80	303, 200
81	303, 900
82	304, 800
83	305, 600
84	306, 400
85	307, 200
86	307, 900
87	308, 500
88	309, 100
89	309, 700
90	310, 200
91	310, 700
92	311, 200
93	311, 600
94	312, 100
95	312, 600
96	313, 000

97	313, 400
98	314, 000
99	314, 600
100	315, 200
101	315, 800
102	316, 000
103	316, 200
104	316, 400
105	316, 700
106	316, 900
107	317, 100
108	317, 300
109	317, 500
110	317, 700
111	317, 900
112	318, 100
113	318, 300
114	318, 600
115	318, 900
116	319, 200
117	319, 400

118	319, 700
119	320, 000
120	320, 200
121	320, 400
122	320, 600
123	320, 800
124	321, 000
125	321, 200

備考 給料月額には、教職調整額を含まない。

第2条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給与の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿泊直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職</u></p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第2条 略</p>

新	旧	
<u>手当とする。</u>		
<u>3、4 略</u> (教職調整額)	<u>2、3 略</u> (教職調整額)	
第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員（指導改善研修被認定者を除く。）にその者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。	第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員にその者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。	
2 略 (教員特殊業務手当)	2 略 (教員特殊業務手当)	
第4条 略	第4条 略	
2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	
業務	区分	手当の額
前項第1号に掲げる業務	1 週休日等において、従事した時間が4時間以上あるとき。	8,000円（前項第1号アに掲げる業務であって、被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）にあっては、そ
業務	区分	手当の額
前項第1号に掲げる業務		

新			旧		
		の額にその100分の100に相当する額を加算した額)			
	2 略	略	1 週休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	略	
	3 略	略	2 略。		
(以下略)			3 週休日等において、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき。	略	
			4 略		
			(以下略)		
附 則 (施行期日)			附 則		
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (教職調整額の特例)			この条例は、令和6年4月1日から施行する。		
2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5				
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6				

新	旧
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

第3条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(期末手当の特例) 第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当の特例) 第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略 (勤勉手当の特例) 第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額とする。	(1)～(4) 略 (勤勉手当の特例) 第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105</u> 、 <u>12月に支給す</u>

新	旧
	<u>る場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額とする。</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。
(経過措置)

第3条 令和8年1月1日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていない者が当該認定を受けるまでの間における当該者に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当並びに教職調整額の支給については、第2条の規定による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「第2条改正後条例」という。）第2条第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第2条改正後条例第4条の規定は、令和8年1月1日以後に従事した業務について適用し、同日前に従事した業務については、なお従前の例による。

議案第 号参考資料

別表 市費負担教育職員給料表（令和7年4月1日適用分）

(単位：百円)

号給	新	旧	差
1	2,146	2,024	122
2	2,161	2,039	122
3	2,176	2,054	122
4	2,191	2,069	122
5	2,210	2,088	122
6	2,229	2,107	122
7	2,248	2,126	122
8	2,267	2,145	122
9	2,286	2,164	122
10	2,307	2,185	122
11	2,327	2,205	122
12	2,346	2,224	122
13	2,364	2,242	122
14	2,389	2,267	122
15	2,413	2,291	122
16	2,438	2,316	122
17	2,463	2,341	122
18	2,489	2,367	122
19	2,513	2,391	122
20	2,537	2,415	122
21	2,561	2,439	122
22	2,577	2,455	122
23	2,592	2,471	121
24	2,607	2,487	120
25	2,621	2,501	120

号給	新	旧	差
26	2,624	2,504	120
27	2,627	2,508	119
28	2,631	2,512	119
29	2,635	2,516	119
30	2,642	2,524	118
31	2,649	2,532	117
32	2,656	2,540	116
33	2,663	2,548	115
34	2,672	2,559	113
35	2,680	2,569	111
36	2,688	2,579	109
37	2,693	2,584	109
38	2,708	2,599	109
39	2,722	2,614	108
40	2,736	2,629	107
41	2,750	2,644	106
42	2,757	2,653	104
43	2,764	2,662	102
44	2,770	2,670	100
45	2,776	2,676	100
46	2,785	2,686	99
47	2,794	2,696	98
48	2,802	2,705	97
49	2,806	2,714	92
50	2,814	2,722	92

号給	新	旧	差
51	2,822	2,730	92
52	2,830	2,738	92
53	2,836	2,745	91
54	2,844	2,753	91
55	2,851	2,760	91
56	2,857	2,767	90
57	2,863	2,774	89
58	2,870	2,781	89
59	2,876	2,787	89
60	2,881	2,793	88
61	2,888	2,800	88
62	2,895	2,809	86
63	2,902	2,818	84
64	2,908	2,827	81
65	2,915	2,834	81
66	2,924	2,843	81
67	2,933	2,852	81
68	2,941	2,861	80
69	2,950	2,870	80
70	2,959	2,879	80
71	2,967	2,888	79
72	2,975	2,897	78
73	2,982	2,904	78
74	2,989	2,912	77
75	2,996	2,920	76

号給	新	旧	差
76	3,003	2,928	75
77	3,009	2,936	73
78	3,016	2,944	72
79	3,024	2,952	72
80	3,032	2,960	72
81	3,039	2,968	71
82	3,048	2,977	71
83	3,056	2,985	71
84	3,064	2,993	71
85	3,072	3,001	71
86	3,079	3,008	71
87	3,085	3,015	70
88	3,091	3,021	70
89	3,097	3,027	70
90	3,102	3,033	69
91	3,107	3,039	68
92	3,112	3,044	68
93	3,116	3,048	68
94	3,121	3,053	68
95	3,126	3,058	68
96	3,130	3,063	67
97	3,134	3,069	65
98	3,140	3,075	65
99	3,146	3,081	65
100	3,152	3,087	65

号給	新	旧	差
101	3,158	3,093	65
102	3,160	3,095	65
103	3,162	3,097	65
104	3,164	3,099	65
105	3,167	3,102	65
106	3,169	3,104	65
107	3,171	3,106	65
108	3,173	3,108	65
109	3,175	3,110	65
110	3,177	3,112	65
111	3,179	3,114	65
112	3,181	3,116	65
113	3,183	3,118	65
114	3,186	3,121	65
115	3,189	3,124	65
116	3,192	3,127	65
117	3,194	3,129	65
118	3,197	3,132	65
119	3,200	3,135	65
120	3,202	3,137	65
121	3,204	3,139	65
122	3,206	3,141	65
123	3,208	3,143	65
124	3,210	3,145	65
125	3,212	3,147	65

議案第48号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その7）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第48号参考：議会提出予定資料

議案第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <p><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p>	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>

新	旧
<u>乳幼児に対する健康診査</u> <u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
3、4 略	3、4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その8）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（教育委員会関係分）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第49号参考：議会提出予定資料

議案第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

人事院勧告及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、本市の一般職の職員に支給する給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（給与からの控除）</p> <p>第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5）市立保育所等に勤務する職員の給食費の額</u></p>	<p>（給与からの控除）</p> <p>第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第50号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その9）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 財産取得について

1. (仮称) 和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式
2. (仮称) 和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 50 号 案件 1 参考資料：議会提出予定資料

議案第 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | (仮称) 和泉市立富秋学園 給食室厨房機器一式 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 31,790,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市生野区巽南五丁目4番14号
株式会社中西製作所大阪支店
支店長 堀田 敦志 |

議案第　号参考資料

- 1 納入場所 和泉市富秋町二丁目2番89号
(仮称) 和泉市立富秋学園
- 2 納入期限 令和9年3月19日
- 3 取得内容
- | | |
|-------------|-------|
| 冷凍庫 | 2台 |
| 冷蔵庫 | 1台 |
| パスルーコンテナ | 2台 |
| 包丁・まな板消毒保管機 | 2台 |
| 電気式器具消毒保管機 | 2台 |
| 電気式食器消毒保管機 | 1台 |
| 電気式食缶消毒保管機 | 2台 |
| 小型フードスライサー | 1台 |
| 牛乳保冷庫 | 3台 |
| 手洗いシンク | 3台 ほか |

議案第 50 号 案件 2 参考資料：議会提出予定資料

議案第 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | (仮称) 和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 17,765,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市東淀川区豊里七丁目 6 番 13 号
株式会社アイホー大阪支店
支店長 松石 康之 |

議案第　号参考資料

- 1 納入場所 和泉市府中町四丁目20番1号
(仮称) 和泉市立北西部こども園
- 2 納入期限 令和9年3月19日
- 3 取得内容 冷凍冷蔵庫 1台
　　パスルーテーブル冷蔵庫 2台
　　電気式食器消毒保管機 1台
　　電気式器具消毒保管機 1台 ほか

議案第51号

令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その10）

次の案件を令和7年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 工事請負契約の締結について

1. (仮称) 和泉市立北西部こども園等整備工事
2. (仮称) 和泉市立北西部こども園等整備電気設備工事
3. 和泉市立青少年の家改修工事
4. 和泉市立青少年の家改修機械設備工事

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第52号

令和8年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

令和8年度和泉市立学校教職員人事基本方針を別紙のように定める。

令和7年11月13日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理由

令和8年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、
又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第2項 次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。(抜粋)

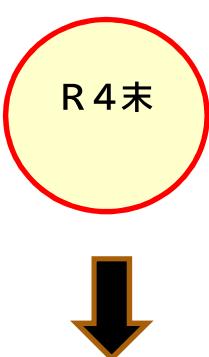
- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) (3) 略
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関すること。
- (5) (6) 略

教職員の異動年限について

1. 同一校に長年勤務している者の異動の推進の理由

- ・教員の異動サイクルを早めることで、教職員の一層の資質向上を図る
- ・学校の活性化とともに、人事の硬直化を防ぐ

2. 移行期間



- 新規採用者
現任校において4年以上勤務する者。ただし最長6年を目途とする。
- 新規採用者以外の者
現任校において7年以上勤務する者。ただし最長10年を目途とする。



- 新規採用者
現行から変更なし
- 新規採用者以外の者
現任校において6年以上勤務する者。ただし最長10年を目途とする。



- 新規採用者
現行から変更なし
- 新規採用者以外の者
現任校において5年以上勤務する者。ただし最長9年を目途とする。



(移行期間終了)



- 新規採用者
現行から変更なし
- 新規採用者以外の者
現任校において4年以上勤務する者。ただし最長8年を目途とする。